

第 96 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成21年10月30日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、〇〇〇〇〇〇（以下「本件診療所」という。）の診療所開設に関する一切の書類又は開設者の居住地の分かるものの公開請求を行った。

2 同年11月13日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件診療所に係る診療所開設届（以下「本件対象文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件対象文書に記載されている開設者の住所、電話番号、印影、免許の生年月日、登録番号及び登録年月日は、個人を識別できる情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件対象文書に記載されている診療所の面積、建物の平面図、配置図及び事業用建物賃貸借契約書は、公にすることにより、法人又は事業を営む個人に不利益を与えると認められるため。

3 同月16日、異議申立人は、本件処分のうち開設者の住所を非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち開設者の住所を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件診療所は、公益性の高い事業体であり、保護される個人情報に値しないと考える。行政は、医療消費者（最終受益者）たる市民見地を持つべきであろう。

また、一般の営利法人であれば、代表者の氏名、住所は法務局で開示されている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

公開が求められているのは開設者の個人情報であるため、当該個人の立場に立った判断が求められるところである。

個人の住所は、生活の中心点と認められる場所であり、いったん公開がなされると当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがある情報である。通常他人に公開されることを欲しないと認められる情報であり、条例第 7 条第 1 項第 1 号により非公開決定したものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件診療所の開設者の住所が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、医療法（昭和23年法律第 205号）第 8 条の規定に基づき、診療所の開設に当たり、本件診療所の開設者が名古屋市中村保健所に提出した開設届である。

本件対象文書には、当該開設者の住所、氏名、電話番号のほか、本件診療

所の名称、所在地、診療科名、開設年月日、従業員の定員等が記載されている。

4 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

当審査会は、本件診療所の開設者の住所が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件診療所の開設者の住所は、特定個人の生活の本拠であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかである。

(3) 次に、本件診療所の開設者の住所が、通常他人に知られたくないと認められるものか否かを判断する。

医療法人については、組合等登記令（昭和39年政令第29号）により、代表権を有する者の氏名、住所等は登記されるが、個人の医師が開設する診療所については、当該開設者の住所を登記又は公示する制度は存在しない。

また、住所は特定の個人が私生活を営む場所であることから、一般人の感受性を基礎として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(4) 以上のことから、本件診療所の開設者の住所は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年11月18日	諮問書の受理
11月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月16日	実施機関の弁明意見書を受理
12月21日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付

	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月25日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
平成22年 4月13日 (第112回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月11日 (第113回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
6月 8日 (第114回審査会)	調査審議
6月22日	答申